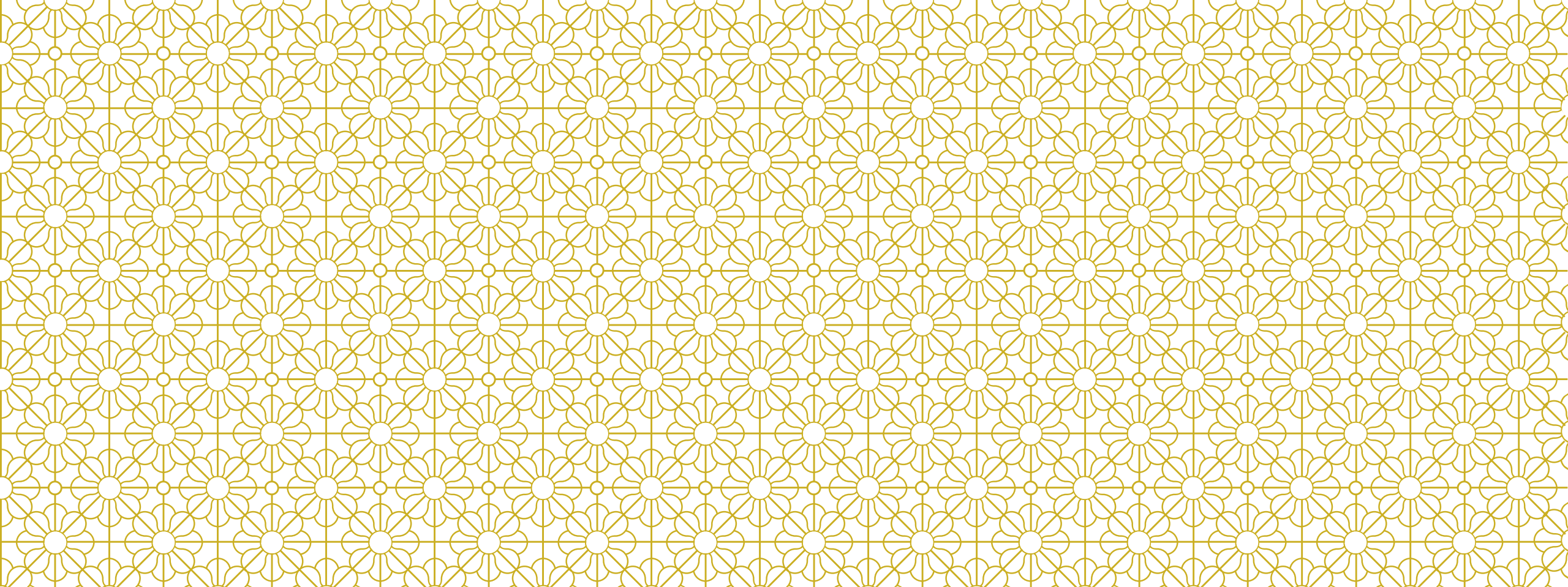




精神障害者と権利擁護

宮城県精神科病院協会
ソーシャルワーカー協会 会長
小島 彩

精神障害者と権利擁護

精神障害者の権利擁護とは、精神障害を持つ人々が社会で平等に尊重され、差別や不平等に遭遇することなく、その人間としての尊厳を保ち、自由に生活できる環境を整えることを指します。これは、精神障害を持つ人々が社会で健常者と同じように、教育、医療、就労、社会参加などの基本的な権利を享受することを保障するための活動といえます。

権利擁護とは・・・？

権利擁護（アドボカシー）とは、患者さんの身の安全、自由な気持ち、社会参加の機会、幸せでいたい気持ちなど、みんながあたりまえに持っている権利が侵害されないように守ることです。

身の安全などはもちろんですが、その人がもついろいろな権利、「自由権」「社会権」「参政権」「財産権」「幸福追求権」などを守り、尊厳を保持し、その人らしく暮らし続けていくことができるようにすることが権利擁護です。

医療や福祉などの現場では、権利擁護の重要性が増しています。

障害者権利条約と権利擁護

多くの国では、精神障害を持つ人々の権利を守るための法律があります。たとえば、**障害者権利条約**（国連）が定める「障害者の権利を保障するための国際基準」に基づいて、精神障害を持つ人々に対する差別の禁止や、生活環境を改善するための具体的な措置が講じられています。

精神障害を持つ人々の権利擁護は、単に障害を持つ人々の福祉を向上させるだけでなく、社会全体の包摂性や人権意識を高めることにもつながります。社会全体が精神障害を理解し、支え合うことが重要です。

専門職団体の考えは・・・。

精神科看護とは、
精神的健康について援助を必要としている人々に対し、
個人の尊厳と**権利擁護**を基本理念として、専門的知識と技術を用い、
自律性の回復を通して、その人らしい生活ができるよう支援することである。

（引用：日本精神科看護協会）

精神保健福祉士は、

個人としての尊厳を尊び、人と環境の関係を捉える視点を持ち、共生社会の
実現をめざし、社会福祉学を基盤とする精神保健福祉士の価値・理論・実践
をもって精神保健福祉の向上に努めるとともに、クライアントの社会的復
権・権利擁護と福祉のための専門的・社会的活動を行う専門職としての資質
の向上に努め、誠実に倫理綱領に基づく責務を担う。

（引用：公益社団法人日本精神保健福祉士協会倫理綱領）

精神保健福祉法改正との関係

今回の改正では、精神障害者の福祉や権利保護を強化することを目的とし、特に「精神疾患を抱える人々の人権尊重」と「地域社会での支援強化」に関する取り組みが強調されています。

改正のポイント

①入院期間の法定化

→入院患者さんの権利を擁護する為、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。

②入院者訪問支援事業

→患者さんの権利擁護を目的とし、安心感や孤独感や自尊心の低下を軽減し、自己肯定感の回復を図る。

③虐待の通報制度

→医療機関で働くからの患者さんに対する虐待について、都道府県への通報制度ができた。

自己点検のツール

各職能団体で独自のチェックリストがあります。右記は、日本精神保健福祉士協会が作成したものです。

こういったツールを使い、日々の業務のふりかえりをおこなっていきるといいかもしれませんね。

医療従事者自身が過度なストレス、悩みや問題を抱え込まずに互いに支え合う風土がある職場作りをすることも不適切な行為を防止していくことにつながります。風通しのよい職場づくりを進めることが虐待防止に繋がります。

また、個々の職員が感情等をコントロールすることで過度な刺激を受けないための訓練も必要です。アンガーコントロールやアサーショントレーニング、ストレスコーピング、包括的暴力防止プログラム（CVPPP）の研修等がおすすめです。

自己チェック① ※2回実施します

これは、自分自身の認識を確認するためのチェックリストです。

1回目は、虐待についての自己認識を明確にするために、まずは直感でチェックをしてみましょう。そして2回目は、**自己チェック②**を確認した後にもう一度チェックをしてみましょう。

▼ 精神保健福祉士のための虐待予防 自己チェックリスト ▼

チェック項目	チェック欄 (1回目)	チェック欄 (2回目)
1. 自分自身も、虐待の加害者になることや関与する可能性があることを認識していますか。	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ
2. 病気や症状だけを見ず、本人の人となりや背景（家族関係、生活状況等）を理解しようとしていますか。	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ
3. 本人不在で“本人のこと”を決めていませんか（金銭、通信、他機関への情報提供、今後の方針等）。	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ
4. 一人の生活者として、プライバシーや価値観を尊重したかわりを、常に心掛けていますか。	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ
5. 本人の希望に向き合わず、選択肢のない支援、支援者が（一方的に）敷いたレールに乗せるだけの偏った支援をしていますか。	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ
6. 不適切な対応を見聞きしたときに、見て見ぬふりをしていませんか。	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ
7. 本人が不利益な状況におかれている場面を見聞きしたときに、相談できる仲間や上司、他職種がいますか。	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ
8. 職能団体等で行われている研修会等を利用して、自分の対応を振り返る機会を自発的に持っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ
9. 積極的に院外の関係者と交流する機会を持っていますか。	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ
10. 閉鎖的な組織にならないために、自分自身が地域（所属機関外）と繋がり、そこで得られた情報を所属機関内で共有していますか。	☐ はい ☐ いいえ	☐ はい ☐ いいえ

いかがでしたでしょうか。当たり前に感じたり、判断に迷う項目があったかもしれません。

このようなことが、何故虐待を「防止」することにつながるのでしょうか。

参考・引用文献

厚労省

「精神保健福祉法改正関係」

「より良い精神科医療の提供に向けて ～患者さんへの暴力等の防止の観点から」

一般社団法人日本精神科看護協会

「精神科病院における 障害者虐待防止の手引き」 「精神科看護の定義」

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

「精神保健福祉士協会倫理綱領」